

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

令和 7 年 6 月 1 日

労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、下記の通り情報を提供します。

令和6年度における情報提供を下記の通り公開いたします。(令和7年3月31日現在)

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{3.派遣料金の平均額} - \text{4.派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{3.派遣料金の平均額}} \times 100$$

(小数点第2位以下を四捨五入)

1.令和7年6月1日付け 派遣労働者の数

3 人

2.令和6年度 派遣先の数

1 社

3.令和6年度 派遣料金の平均額

25,376 円 (1日 8時間当たり換算)

4.令和6年度 派遣労働者の賃金の平均額

21,047 円 (1日 8時間当たり換算)

5.令和5年度 マージン率

17.05 %

マージン率に含まれるものとして

- ・雇用主として負担する社会保険料(労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等)
- ・派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇に充当した費用
- ・資格取得や技術研修、社外研修参加補助に充当した費用
- ・営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ・オフィス賃料や、宣伝広告費、通信費をはじめとする諸費用
- ・営業利益 などが含まれています。

6.キャリア形成支援制度する事項

訓練内容

教育訓練の種類	実施方法	実施主体	費用負担	給与支給
新採用時訓練	OFF-JT	派遣元	無	有
防衛情報セキュリティ教育	OJT	派遣先	無	有
重大事故再発防止教育	OJT	派遣先	無	有
管理研修	OFF-JT	派遣元	無	有

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口 本社 電話番号 087-848-1579

7.その他労働者派遣事業の業務に関する参考となる事項

各種社会保険(健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険)
定期健康診断受診
年次有給休暇
資格取得報奨金制度

8.派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している
協定書の有効期限 令和7年4月1日～令和8年3月31日
協定労働者の範囲 すべての派遣労働者

株式会社 エスケイ電業
(派37-300166)
高松市由良町560-1
087-848-1579